

平成26年度 第3回大和市環境審議会 議事録

・開催日時 平成26年6月24日(火)午後2時～午後4時

・開催場所 大和市役所 会議室棟 202会議室

・出席状況 委員 8人

池田勝彦委員(会長)、金子義孝委員、河西正彦委員、坂本哲也委員、
白鳥節郎委員、関猛彦委員、高橋亨委員、高橋政勝委員、
事務局(所管課含む):環境農政部長ほか9人

・公開・非公開の状況

公開 非公開 一部非公開

・審議又は検討の経過及び結果

A. 会議次第

1 会長挨拶

2 議 題

(1) 環境農政部所管指定管理施設の平成25年度事業報告及び評価(案)に
ついて

柳橋ふれあいプラザ(所管:施設課)

大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例規定施設

(所管:みどり公園課)

多胡記念公園(所管:みどり公園課)

大和ゆとりの森(所管:みどり公園課)

(2) その他

3 そ の 他

B. 審議内容など

環境農政部所管指定管理施設の平成25年度事業報告について所管課より
説明を行い、評価(案)を審議した。

(資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できます
ので、事前に連絡のうえお越しく下さい。)

〔審議経過〕

(1) 柳橋ふれあいプラザ(所管：施設課)の平成25年度事業報告及び評価(案)についての質疑・意見等

委員：オーエンスとは5年契約なのか、単年度ごとの契約なのか。

事務局：5年間の協定である。この中で単年度ごとの支払いをしている。

委員：平成24年度も平成25年度も支払い金額が同じだが、この金額を5倍したものが契約額か。

事務局：そうである。協定を結んだ時に各年度の支払額を決定する。

委員：収支額の差額は次年度に精算をするのか。

事務局：収支額はあくまでも指定管理者の収支であり、差額は指定管理者の利益になる。

5年間は変更しない。また、柳橋ふれあいプラザの場合は使用料収入は市のものとなっている。

事務局：指定管理は契約ではなく、議会で議決を経て決定する。市の会計は通常1年ごとの会計年度であるが、この場合、指定期間が5年間のため、指定管理料は5年間での金額となるが、支払額は年割で1年ごとの金額を定めている。指定期間の5年間のトータルで評価しているが、単年度では赤字になるケースもある。

委員：今回は単年度の収支決算概要しかないが、5年後に累積で評価を行うのか。

事務局：5年を迎える時に評価を行う。今回は平成25年度の評価を行う。

委員：自主事業の計画は市の方で作るのか。

事務局：指定管理者が作成する。指定管理者は施設の管理だけではなく、許可等の権限も与えている。

委員：施設の運営は10時～午後9時までとあるが、風呂は午後9時までやっていない。

事務局：風呂は午後4時までである。午後9時まで利用できるのは会議室や娯楽室等である。

委員：柳橋ふれあいプラザの中で一番いいと思うのは風呂。時間が短い理由は。

事務局：夕方以降は公衆浴場の営業に影響があるため、大和市公衆浴場組合との話し合いの結果、利用時間を午後4時までとしている。

委員：お風呂の時間帯によっては待たせることもあるが、対応は。

事務局：カランの数等から、浴室に入る人数を15名までと制限して対応している。

(2)大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例規定施設(所管:みどり公園課)の平成25年度事業報告及び評価(案)についての質疑・意見等

委員:事業報告書概要P5と事業報告書P27との決算額の数値が一致しないが。

事務局:事業報告書P27の決算額とP34の自主事業の決算額を合計したものが概要書P5の数値である。

委員:補足説明で触れて欲しい。

事務局:資料を分り易く作成する。

委員:事業報告概要に施設内の清掃の記載があるが、清掃は指定管理を受けたところはやるのが当たり前。

決算で7百万の赤字を出しているが、恐らく修繕。市の施設は市が修繕するのではないのか。

事務局:130万円未満の補修は指定管理者が行うことになっている。

委員:7百万円の赤字は次年度に持ち越すのか。

事務局:年間の指定管理料は決まっている。自主事業のバーベキューなどの利用促進等、指定管理者の方でも知恵を絞っている。

委員:評価の視点2:施設の効用を最大限に発揮された事業運営とあるが、野外音楽堂は14件しか使っていない。野外音楽堂で実施している自主事業は野外音楽堂の効用を最大限に発揮した事業ではないのでは。別に野外音楽堂を使わなくてもできる。野外音楽堂の効用を活用した事業を期待します。という評価になるのでは。

事務局:ご意見を織り込んで、野外音楽堂の特徴を活かした事業についてというコメントを付け加えたい。

委員:評価の書き方がわからない。「~努めています。」では継続中。「~努めた。」と明言した方がよい。

事務局:平成25年度に行った事業なので改めたい。

委員:評価の視点4で財団全体として財務的には問題ないとしているが、赤字になったら市税で補填をするのか。

事務局:公益財団法人スポーツ・よか・みどり財団の平成25年度の決算報告では内部留保があるため、その中から補てんしていくと思われる。

委員:市の評価に対して環境審議会が評価はできないのでは。

事務局:評価をしていただくのではなく、評価案について審議会委員のご意見をいただき、

評価に修正を加えている。ご意見を加味して、評価を修正していきたい。

委員：温水プールの畳は古く、変えた方が利用者の満足度がアップするのでは。市民から修繕の要望があった場合の対応は。

事務局：130万円未満の修繕は財団の負担となる。財団との調整の中で今年度検討していきたい。

(3) 多胡記念公園(所管：みどり公園課)の平成25年度事業報告及び評価(案)についての質疑・意見等

委員：多胡記念公園の評価の視点1：協働推進事業を実施するため自治会との連携は、サービス向上の評価ではないのでは。評価の視点3の適切な維持管理をするための手段では。

事務局：見直したい。

(4) 大和ゆとりの森(所管：みどり公園課)の平成25年度事業報告及び評価(案)についての質疑・意見等

委員：自主事業が一番大事だと思うが、指定管理者が自主的にやっているのか。

事務局：指定管理施設というのは自主事業がポイントである。行政ではできない事業をしてもらうのが望ましい。

(5) 全体を通しての質疑・意見等

委員：評価の視点1の「平等な利用」、「サービスの向上」について、多胡記念公園、ゆとりの森の評価がそれぞれの視点になっているのか。全体的にこの二つの視点に対して答えているかどうかの見直しを。

事務局：ご指摘の部分は見直しをし、修正する。

(6) その他

事務局から次回以降の環境審議会の開催予定について説明を行った。

<閉会>